

第百四回国会 議院 運営委員会 議録 第三十一号

令和三年四月二十三日（金曜日）

午後一時開議（衆議院規則第六十七条の二による）

出席委員

- 委員長 高木 毅君
- 理事 御法川信英君 盛山 正仁君
- 理事 松本 洋平君 井上 貴博君
- 理事 福田 達夫君 井野 俊郎君
- 理事 小川 淳也君 青柳陽一郎君
- 理事 佐藤 英道君

- 木村 次郎君 武部 新君
- 藤丸 敏君 松尾 明弘君
- 清水 忠史君 遠藤 敬君
- 浅野 哲君

- 議長 大島 理森君
- 副議長 赤松 広隆君
- 國務大臣 西村 康稔君
- 事務総長 岡田 憲治君

委員の異動

四月二十三日

辞任

- 武内 則男君 補欠選任 松尾 明弘君
- 塩川 鉄也君 清水 忠史君

同日

- 辞任 補欠選任
- 松尾 明弘君 武内 則男君
- 清水 忠史君 塩川 鉄也君

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更の事前報告に関する件

今回の本会議等に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更について、西村國務大臣から事前報告を聴取いたします。西村國務大臣。

○西村國務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

全国的に新規陽性者数の増加が続いており、これに伴い、重症者数も増加しております。

大阪府、兵庫県では、多くの指標でステージ4相当であり、感染力の強い変異株の割合が約八割となる中で、連日新規陽性者数が高い水準で推移し、厳しい状況にあります。

東京では、新規陽性者数の増加傾向が続く、いくつかの指標がステージ4相当であり、変異株の割合も約三割と上昇してきており、五月にはほぼ変異株に置き換わりと予測されていることを踏まれば、今後、感染の急拡大もあり得ると懸念されます。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態宣言を発出することといたしました。

今般の緊急事態宣言は、四月二十五日から五月十一日までを期間として、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象とするものです。何としても

感染拡大を抑え込むため、大型連休という機会を捉えて強力な対策を集中的に実施するものであります。

また、愛媛県においては、幾つかの指標でステージ3相当であり、特に松山市で新規陽性者数がステージ4相当に近い状況にあり、感染が県全体に拡大するおそれがあることから、まん延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する必要があります。

本日、基本的対処方針分科会を開催し、緊急事態宣言を発出すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、四月二十五日から五月十一日までを期間として、愛媛県を加えること、及び、宮城県及び沖縄県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を五月十一日まで延長することについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

緊急事態措置を実施すべき区域においては、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請を行うなど、感染拡大の主な起点となる飲食の場面に對する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、人の流れを抑制する観点から、イベントの原則無観客化、千平方メートルを超える生活必需関係等を除いた大型店舗に対する休業要請、交通事業者に対する平日の終電繰上げの要請などに取り組みしております。

さらに、まん延防止等重点措置の措置区域も含め、飲食店一店一店へのガイドライン遵守の見回り、テレワークや大型連休中の休暇取得の促進等による出勤者の七割減、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施、学生等の部活動や課外活動における感染リスクの高

い活動の制限又は自粛といった対策を講じてまいります。

また、大阪府及び兵庫県において医療提供体制が厳しくなっていることについては、必要な人材の派遣を含め、国を挙げて病床の確保に最大限の支援を行ってまいります。引き続き、都道府県と連携し、人材の確保も含め、医療提供体制及び公衆衛生体制の確保に万全を期してまいります。

国民の皆様におかれましては、こうした厳しい状況について御理解をいただき、不要不急の外出自粛や都道府県間の移動の自粛など、是非とも御協力をお願いしたいと思います。また、事業者の皆様にも様々な御負担をおかけすることになりましたが、必要な支援策を講じてまいります。御協力をよろしくお願いいたします。

国民の皆様命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携し、こうした強い措置を集中的に取り組みることにより、何としても感染拡大を抑えていければと考えております。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員 三点まとめて質問を行います。まず、まん延防止等重点措置を、今月の五日から大阪府、兵庫県に、十二日から東京都、京都府で講じているにもかかわらず、このように発令後二週間、三週間といった短期間で緊急事態宣言を再発出することになったことは誠に遺憾です。国民の間からは、政府、地方自治体の対応はこころ変わる、国民生活への影響について十分に

オーストラリアの場合は、個人に対して最大百六十六万円、法人は八百三十三万円。フランスでも、一回目は一万七千五百円ですけれども、二回目は二十万円近い罰金を科されるということで、日本の対応とはかなり違う、国民の一人一人に対する強い規制で、ロックダウンで抑え込んできているわけでありませう。

ただ、こうしたことをやっても、何度ややはりロックダウンを繰り返されている国もありますので、このコロナはなかなか難しい、何回も波が起こることということも御理解をいただきたいと思いま

その上で、諸外国にこうした制度があることも踏まえながら、まさに、この感染症を抑えていくためにどういったことが必要なのか、何をやらなきゃいけないのか、これは常に真剣に考えていきたい。今も考えておりますし、今後も考えていきたいと思ひます。特に、我が国の法体系の中で、憲法上の議論、整理もしていかなきゃいけないと思ひます。是非、こうしたことについて、私自身は不断の検討をしまひたいと思ひますし、国会の場でもそうした議論が深まっていくなことを期待したいと思ひます。

更に一言申し上げれば、以前から、維新の会の皆さんからは、条例で何かそういった措置ができないかということの御提案もいただいております。最終的には司法判断になるわけでありませうけれども、特措法上、国民の皆様に対しても様々な努力義務規定もあります、四条の規定などもありますので、こういった法令の規定を根拠に条例を制定していく、こういったことも含めて、地方自治体においても不断の検討、研究も進めていただければというふうに思ひます。

○遠藤(敬)委員 終わりますが、なぜか最近、若い人の行動が、人流が一番の軸が若い人になっていくのか、余りにも若い人がかわいそうだなと思ひますので、そういうことも踏まえて、次世代に少しでも我々は責任が果たせるように一致結束し

て頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、ワクチン接種の効果について大臣にお伺ひしたいと思ひます。

海外では研究が進んでおりますが、国内においてはこのワクチン接種の効果についてどのような分析体制、分析状況なのか、まずお答えください。

○西村国務大臣 ワクチン接種の効果分析については、内外で様々な研究がなされております。御指摘のとおりです。

国内においては、二月十七日から医療従事者を対象に先行接種を実施してきていますところでありませう。

その中で、ワクチンの安全性等の、いわゆるコホート調査を進めて、厚労省の審議会において評価を進めているというふう聞いております。

また、感染研においても、ワクチン接種をした人が再感染した場合のウイルスの解析、あるいは接種者の血液サンプルの抗体価の推移など、分析、評価を今行っているものと承知をしております。

今後、ワクチン接種が進んでいく中で、国、大学、民間、連携してこうした研究を更に進めていければと考えているところであります。

○浅野委員 今後、様々な対策を取るようになるかと思ひますが、ワクチンの効果をしっかりと把握しながら対策を考えていくことは大変重要だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問ですが、リバウンド対策です。

先ほど大臣は、何度も何度もコロナの波が起るとおっしゃってございました。しかしながら、その一回一回の波をいかに抑えるかというのが大変大事だと思ひます。物を床に落とすときにそこ

に何もなければ跳ね返ってまいりますが、クッションが一個あれば跳ね返る力は弱くなります。緊急事態宣言解除後のクッション役は何か。私は蔓延防止等重点措置になると思っておりますが、今から解除後の話をするのは時期尚早と先ほど大臣もおっしゃってございましたが、やはり、そういった先を見据えながら対策を考えていかなければなりません。

緊急事態宣言解除後の蔓延防止等重点措置の適用も含めて、現在の政府の見解についてお考えをお聞かせください。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

まさに、この十七日間、国民の皆様、事業者の皆様にお願ひして、極めて強い措置で、何とか感染を、変異株の拡大を抑えていければと考えているところでありませう。

その上で、本日も分科会におきまして様々議論がございました。専門家からは、十七日間、徹底して対策を行えば、必ず効果はあるという御意見もなされております。他方、それ以外の県も含めてしっかりと見ていかなければいけないと、様々なシミュレーションも出されておりますが、東京都のシミュレーションも紹介がされました。更に変異株が拡大するというようなこともありませう。

したがって、その状況については、しっかりと分析、評価をこの間もずっと進めていくことにならなければならないと思ひます。

一日まででありますので、その前に専門家の皆さんに分析、評価をいただいで、その後、どういう対策をしていくのか、どういうふうに対応していくのか、このことについてしっかりと、分析、評価をいただいで、判断をしていきたいと思ひます。

そして、その上で、御指摘のように、蔓延防止等重点措置を活用することももちろんあると思ひます。

いずれにしても、これまでの経験でいえば、一遍に何か、全て解除するというのはではなく、段階的に解除、緩和していくというのは基本でありませう。

すので、そういったことを、これまでの経験も踏まえながら、専門家の御意見も聞いて、適切に判断していきたいと思ひます。

○浅野委員 抑え込む力が強ければ強いほど、ばねが伸びる力も強くなります。ですから、リバウンド対策はこれまで以上にしっかりと御検討いただきたいと思ひます。

続いて、注意喚起の仕組みについて質問させていただきます。

前回の質疑でも申し上げましたが、ワクチン接種の履歴やコロナ検査の履歴、濃厚接触の有無などの情報から、罹患している可能性を評価、見える化して、国民の行動変容を促す、注意喚起をする仕組みを早急につくるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、コロナに係る情報については、保健所で収集した情報をHIS-RISYSというシステムで共有し、また、個人情報に十分配慮しながら、専門家の皆さんに分析も行っていたいただいでいるところであります。

さらに、御指摘のような、ワクチンなど、HIS-RISYSに掲載されていない関連情報も集約し、分析できるようにしていくことの重要性、このことについては私も認識をしております。

ただし、それぞれの情報をどう理解し、正しい行動につなげていくかについては課題もあるというふうな、これは専門家の皆さんからも指摘をいただいでおります。

例えば、罹患している可能性を評価して注意喚起することについては、偽陰性の可能性とか偽陽性の可能性、あるいは、偽陰性であっても検査の後感染している可能性もあります。それから、先ほどのコロナワクチンについても、感染予防効果

がどの程度あるかはまだはっきり明らかになっていないところもあります。

こうしたことを含めて、幾つかの課題を整理しながら情報を集約していくことについても、様々な考え方を検討していきたいというふうな考えて

おります。

○浅野委員 最後です。

今夜八時をめぐりに、総理が、この緊急事態宣言の発令を受けて記者会見をし、国民に呼びかけるという報道が出ております。

やはり、西村大臣はこれまでも動画などで国民にメッセージを何度も送っていますが、これは総理のメッセージが、今、大変重要だと思えます。

しっかりと国民に届くように、カメラ目線で国民に語りかけていただきたいことをお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 私も、連日、毎日のように総理に状況を報告し、こういう危機感を共有しているところであり、私以上に菅総理は強い危機感を持って、今回、緊急事態宣言の判断をされたというふうに思います。

その上で、今日、記者会見をされます。総理自らの、御自身の言葉で発信をされる、発信をされるというふうに思いますので、国民の皆様は、是非お聞きをいただいて、御協力いただけることを私からもお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る二十七日火曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会